

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年5月19日

分任契約担当官
陸上自衛隊大津駐屯地

第397会計隊大津派遣隊長 岩崎 一也

1 工事概要

- (1) 工事名：大津自動車訓練場コース補修工事
- (2) 工事場所：滋賀県大津市唐崎2丁目3463番地 陸上自衛隊大津駐屯地 自動車訓練場内
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
道路舗装
- (4) 工期：令和5年11月30日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和4・5・6年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」「舗装工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」D等級以上、「舗装工事」C等級以上のいずれかであること。
- (5) 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、道路舗装工事又はその類似工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 2級建築士又は2級建築施工管理技士（これと同等以上の資格を有する者）
「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ質疑して問題なく認められた者
- イ 平成16年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 近畿中部防衛局が発注した「土木一式工事」「舗装工事」のいずれかのうち、平成28年度以降平成31年度（令和元年度）までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目1-1
陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊（担当：岩崎）
TEL：077-523-0034（内線345）
FAX：077-525-1324
- (2) 入札説明書の交付期間等
ア 交付期間
令和5年5月19日から令和5年6月29日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 交付場所

第397会計隊大津派遣隊において交付を行う。交付を希望する場合は、事前に電話連絡を行うこと。郵送を希望する場合は、その送料は希望者負担とするので、着払いでの郵送希望を連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限:令和5年5月29日(月)午後4時30分

イ 提出方法:第397会計隊大津派遣隊に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限:令和5年6月28日(水)午後1時00分

イ 提出方法:第397会計隊大津派遣隊に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時:令和5年6月29日(金)午前10時00分

イ 場 所:第397会計隊大津派遣隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金免除。ただし、銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上(予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上)とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の

事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めことがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。
- (11) 契約書作成の要否
要。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)と同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 陸上自衛隊の建設工事に係る入札心得書等及び標準契約書の内容を遵守すること。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

陸上自衛隊大津駐屯地第397会計隊大津派遣隊の「大津自動車訓練場コース補修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和5年5月19日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊長 岩崎一也
〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目1-1 陸上自衛隊大津駐屯地

3 工事概要

(1) 工事名

大津自動車訓練場コース補修工事

(2) 工事場所

滋賀県大津市唐崎2丁目3463番地 陸上自衛隊大津駐屯地 自動車訓練場内

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊仕様書のとおり。

(4) 工期

令和5年11月30日まで。

(5) 使用する主要な資機材

別冊仕様書のとおり。

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和4・5・6年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」「舗装工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」D等級以上、「舗装工事」C等級以上のいずれかであること。

(5) 平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、道路舗装

工事又は類似工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者

（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級建築士又は2級建築施工管理技士（これと同等以上の資格を有する者）

「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣等が認定した者で、その旨を契約担当官等へ質疑して問題なく認められた者

イ 平成16年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的で当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合（共同企業体を含む。）の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 担当部局

〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目1-1

陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊（担当：岩崎）

TEL：077-523-0034（内線345）

FAX：077-525-1324

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期限

令和5年5月29日（月）午後4時30分まで。

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記5に同じ。

- (2) 申請書は、属紙第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成16年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、属紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載すること

もできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表（該当者のみ）

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等（該当者のみ）

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和5年6月2日（金）までに通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和5年6月9日（金）午後4時30分まで。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和5年6月14日（水）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い質問書を提出すること。

ア 提出期間 令和5年5月22日から令和5年6月14日まで（行政機関の休日を除く。）の

毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参、郵送等又は電子メール・FAXにより提出する。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間 令和5年6月15日から令和5年6月19日まで（行政機関の休日を除く。）

の毎日、午前8時30分から午後4時30分まで。

イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

(1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。

(2) 入札書の提出期限、提出場所等

ア 提出期限

令和5年6月28日（水）午後1時00分まで。

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金免除。ただし、銀行、契約担当官が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上（予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上）とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

11 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面

を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法、数量）、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期限 上記9(2)アと同じ。

イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。

ウ 提出場所 上記5に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 工事費内訳明細書の確認の結果、属表第1の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他の入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和5年6月29日（木）午前10時00分

イ 開札場所 第397会計隊大津派遣隊入札室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等の入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日について、発注者から連絡する。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 入札公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

- ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時において上記4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1) の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定主任技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置主任技術者を変更する場合は、上記4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定主任技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊大津駐屯地第397会計隊大津派遣隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点での施工中の工事について、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (2) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (3) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求ることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。

20 火災保険付保の要否

要。

21 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間 令和5年6月5日から令和5年6月9日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後4時30分まで。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

23 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、現場説明書、入札心得書、契約書案を熟読し、その内容を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は上記6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

一般競争参加資格確認申請書

令和　年　月　日

分任契約担当官

陸上自衛隊大津駐屯地

第397会計隊大津派遣隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

令和5年5月19日付で入札公告のありました「大津自動車訓練場コース補修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

(注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

(注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名)
	契 約 金 額	(百万円単位)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使 用 機 材 ・ 数 量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無	有 (CORINS 登録番号) ・ 無	

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は、契約書の写し等を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名 _____

項目	主任技術者又は監理技術者	
氏名		
最終学歴		
法令による 資格・免許		
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) ・無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) ・無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は、契約書の写し等を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

記載要領

会社名 _____

項目	主任技術者又は監理技術者	
氏名		
最終学歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)	
法令による 資格・免許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)	
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工事内容	
CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) • 無	
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) • 無	

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は、契約書の写し等を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：大津自動車訓練場コース補修工事
会社名：_____

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

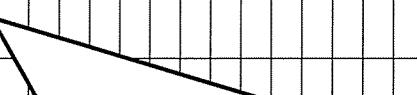
記載要領

工 程 表

工事名：大津自動車訓練場コース補修工事
会社名：

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

今回の工事についての工程をご記入ください。
落札後に改めてご提出いただくものと若干ずれることがあっても構いません。
しかし、見積段階であっても当然実施するであろう予定を踏まえた上でご記入ください。



今回の工事についての工程をご記入ください。

落札後に改めてご提出いただくものと若干ずれることがある場合も構いません。

しかし、見積段階であっても当然実施するであろう予定を踏まえた上でご記入ください。

■ 工程管理に対する技術的所見

こちらに必ず技術的所見をご記入ください。

未記入だと書類不備で審査に落ちることになります。

どのように記入すれば良い、という見本はありませんが、個別の工事に応じて、工種別に明示することになっております。

「〇〇工事では、〇〇〇という問題に対し、〇〇〇という処置を講じて適正な工事を実施します。」

「〇〇工事については、期間的に短いので、落札後〇〇〇日までに部品の発注を終え、〇〇〇日から着工することで実施可能です。〇〇工事については、〇〇日から同時並行的に着工し、〇〇日までに雨天の日を考慮して竣工する予定です。全般としては、〇〇日までに概成、〇〇日に検査完了できる予定です。」

等々 具体的かつ現実的な内容をご記入ください。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成28年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（平成29年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（平成29年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（平成29年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

競争参加資格確認申請書作成要領

大津自動車訓練場コース補修工事工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の工事の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程表（工程管理に対する技術的所見を含む。）」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。
道路補修工事又は類似工事
- (2) 記載する工事は、平成16年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。
- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番

号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成16年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。

- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。

- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。

- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。

- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程表（工程管理に対する技術的所見を含む。）

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所

〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目1-1

陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊（担当：岩崎）

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出して下さい。

(3) 提出期限

令和5年5月29日（月）午後4時30分まで。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和5年6月2日（金）までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められ、その旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和5年6月9日（金）午後4時30分までに持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。
書面の提出先
〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目1-1
陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊（担当：岩崎）
- (3) 説明を求められたときは、令和5年6月14日（水）までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目1-1

陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊（担当：岩崎）

TEL：077-523-0034（内線345）

入札書

工事名（業務の名称）：大津自動車訓練場コース補修工事

入札金額（税抜）：_____

上記の金額をもって、公告及び入札心得書等の条項を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊大津駐屯地
第397会計隊大津派遣隊長　　殿

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名

令和 年 月 日

市場価格調査書

準備期間	日間
施工期間	日間
産廃処分期間	日間

住所・会社名・代表者氏名

↑日数をご記入ください。

1

※令和5年6月23日12時00分までにFAX願います。

名 称	規 格	単位	数量	金額(税抜)
大津自動車訓練場 コース補修工事	仕様書のとおり	式	1	

↓上記金額の内訳↓(内訳のご協力をお願いします。御社指定様式可)

工事数量算出表

工事件名		大津自動車訓練場コース補修工事					
	名 称	概 要	単位	数 量	算 出	基 础	備考
1 土木工事							
(1) 土工							
ア 土砂等削除積込み	土砂 小規模	m ³	181.44	路盤材 (113.4*4) × (0.15+0.15) = 136.08			
				路床残土 (113.4*4) × 0.1 = 45.36			
				計 136.08 + 45.36 = 181.44			
イ 土砂等運搬	土砂 小規模	m ³	181.44	路盤材 (113.4*4) × (0.15+0.15) = 136.08			
				路床残土 (113.4*4) × 0.1 = 45.36			
				計 136.08 + 45.36 = 181.44			
(2) 路床及び路盤工							
ア 下層路盤	RC-40	m ³	453.60	113.4*4 = 453.60			
イ 上層路盤	M-30	m ³	453.60	113.4*4 = 453.60			
ウ 既設路盤土壤改良	路床安定処理	m ³	453.60	113.4*4 = 453.60			
(3) アスファルト工							
ア アスファルト舗装	再生蜜粒度アスコン13	m ³	453.60	113.4*4 = 453.60			
(4) 舗装版取壊し							
ア 舗装版破砕 (アスファルト舗装)	アスファルト舗装	m ³	453.6	113.4*4 = 453.60			
イ アスファルト搬運船	DID区間有り 31.5km以下	m ³	22.68	(113.4*4) × 0.05 = 22.68			

工事数量算出表

工事件名		大津自動車訓練場コ一又補修工事					算出基準	備考
名 称	概 要	単位	数 量	算 出				
(5) 区画線工								
ア 実線	溶融式(手動) 15cm 黄	m	113.40	113.40				
(6) 産業廃棄物処分								
ア アスファルト殻処分		m ³	22.68	(113.4*4) × 0.05 = 22.68				
イ コンクリートガラ処分		m ³	20.00	20.00				
ウ 路盤材等土砂処分		m ³	181.44	路盤材 (113.4*4) × (0.15+0.15) = 136.08				
				路床残土 (113.4*4) × 0.1 = 45.36				
				計 136.08 + 45.36 = 181.44				

仕様書

1 工事件名：大津自動車訓練場コース補修工事
 2 場所：滋賀県大津市唐崎2丁目3463番地 陸上自衛隊大津駐屯地自動車訓練場内
 3 期間：契約締結日～令和5年11月30日（木）
 4 概要：

項目	名称・規格	数量	備考
舗装版取壊工	舗装版破砕	453.6m ²	
路床路盤工	下層路盤 RC-40 150mm 上層路盤 M-30 150mm 既設路盤土壤改良（セメント系）	453.6m ² 453.6m ² 453.6m ²	
737KA外舗装工	再生密粒度アスコン（13）舗装厚50mm	453.6m ²	
区画線工	溶融式 実線 黄 W=150mm	113.4m	
産業廃棄物処分	アスファルト舗装	22.7m ³	
	コンクリート設置	20m ³	
	路盤材 M-30・C-40	136.1m ³	
	路床（残土） 100mm	45.4m ³	
試験工	六価クロム溶出試験 フルフローリング路床支持力試験	1式 1式	

(6) 本工事は本仕様書及び公共土木工事共通仕様書（令和4年3月改定版）及び土木工事施工管理基準（令和4年9月改定版）に基づき入念に施工すること。

(7) 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事については工事実績情報サービス（COR INS）に基づき、工事実績データとして「工事カルテ」を作成し、（一財）日本建設情報総合センターにWEB登録するとともに、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督官に提出しなければならない。

なお、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に行わなければならぬ。

また、受注者は「工事カルテ」の登録内容についてあらかじめ監督官に報告し、「工事カルテ」を（一財）日本建設情報総合センターに提出する。

6 特記事項

(1) 施工に関しては、自動車訓練場の運用のため、工事期日を遵守する。
 施工期間：令和5年8月1日（火）～令和5年8月30日（水）

(2) 本工事による発生材のうち、監督官が指示するもの（金属類の売却可能品）については官側に引き継ぐものとし、調書を添えて指示された場所に搬入集積する。その他の発生材については、請負者の責任において適切に処分する。なお、その際は、廃棄物処理関連法規に準じて、適正な処分を行うものとし、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）A～E（写）を提出する。

(3) 工事に使用する主要な材料（監督官の指示するものを含む）は、見本・カタログ・試験報告書等を提出して監督官の承認を得るものとする。

(4) 本工事で使用する材料は全て新品とし、監督官の材料検査を受けて承認を得てから使用するものとする。

(5) 本工事における代表的な土質は砂質土である。

(6) 路床安定処理工における散布及び混合作用にあたり、粉塵対策等に留意する。

(7) 路床安定材の添架量は、80kg/m³とする。

(8) 路床改良においては、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領（案）」（平成12年3月24日建設省技調発第49号建設省営建発第10号）により確認し、監督官に報告するものとする。

(9) 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において現状復旧する。

(10) 現場は、常に整理整頓に心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。

(11) 作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。

(12) 工事に必要な電気・水については、監督官に申し出て監督官の許可する範囲において有料で利用できるものとする。

(13) 工事実施場所以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙は禁止する。

5 共通事項

(1) 本工事は、本仕様書・図面・消防法及び関係諸規則に基づき実施する。

(2) 着工に先立ち工程表を作成し、監督官の承認を受けるものとする。

(3) 現場管理・安全管理

ア 請負者は、施工の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の責任に對して現状復旧する。

イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理する。

ウ 現場は、常に整理整頓に心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。

(4) 工事に必要な電気・水については、監督官に申し出て監督官の許可する範囲において有料で利用できるものとする。

(5) 工事実施場所以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙は禁止する。

件名	大津自動車訓練場コース補修工事		
種別	仕様書	縮尺	図番

件名	大津駐屯地業務隊	縮尺	図番
種別			1/4

(9) 路床の最終仕上げを行う前に、路床前面に渡ってブルフローリングにより路床支持力を確認するものとする。

(10) 使用する乳剤は、プライムコート（PK-3）とし、散布量は1・2L/m²とする。

(11) 区画線工は、トラフィックペイント（溶融式）とし、塗布量は厚1・5mmとする。

7 提出書類

(1) 工程表（契約後速やかに）

(2) 現場代理人等通知書（契約後速みやかに）

(3) 施工体制台帳（契約後速みやかに）

(5) 材料等承認願（着手前、承認図と共に）

(6) 着工届（着手前）

(7) 竣工届（完了後速みやかに）

(8) 工事写真

※ 工事写真是、作業前・作業中・作業後及び監督官の指示する写真を撮影し、作業完了後サービスサイズでA4アルバムに整理の上提出する。

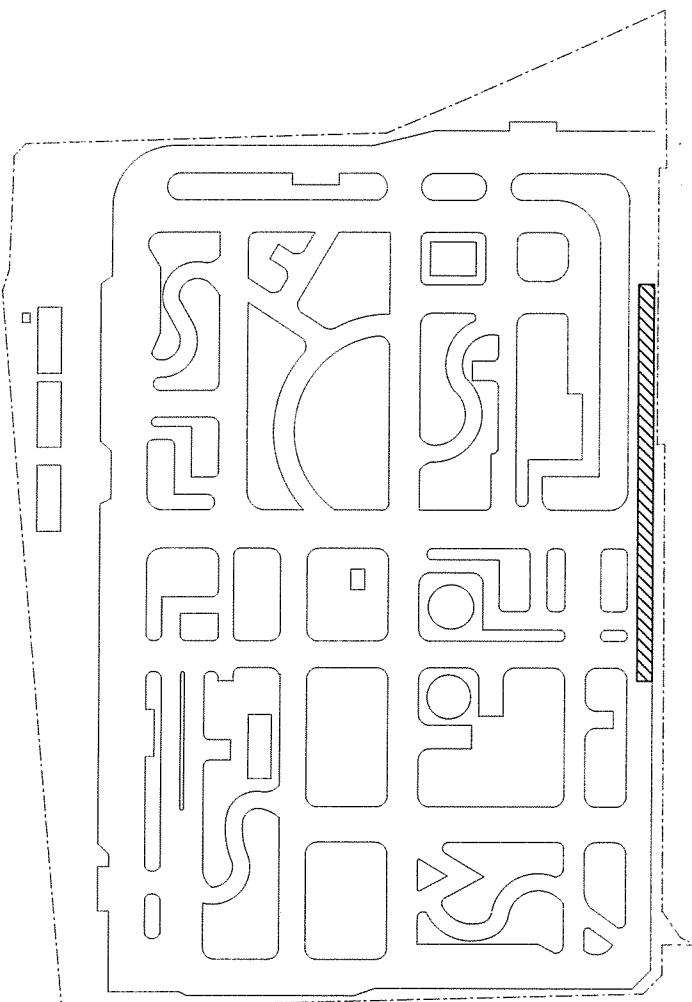
(9) その他監督官が指示するもの。

8 檢査

工事終了後、検査官による検査を受け合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し後再度検査を受け、合格をもって完了とする。

件名	大津自動車訓練場コース補修工事		
種別	仕様書	縮尺	図番

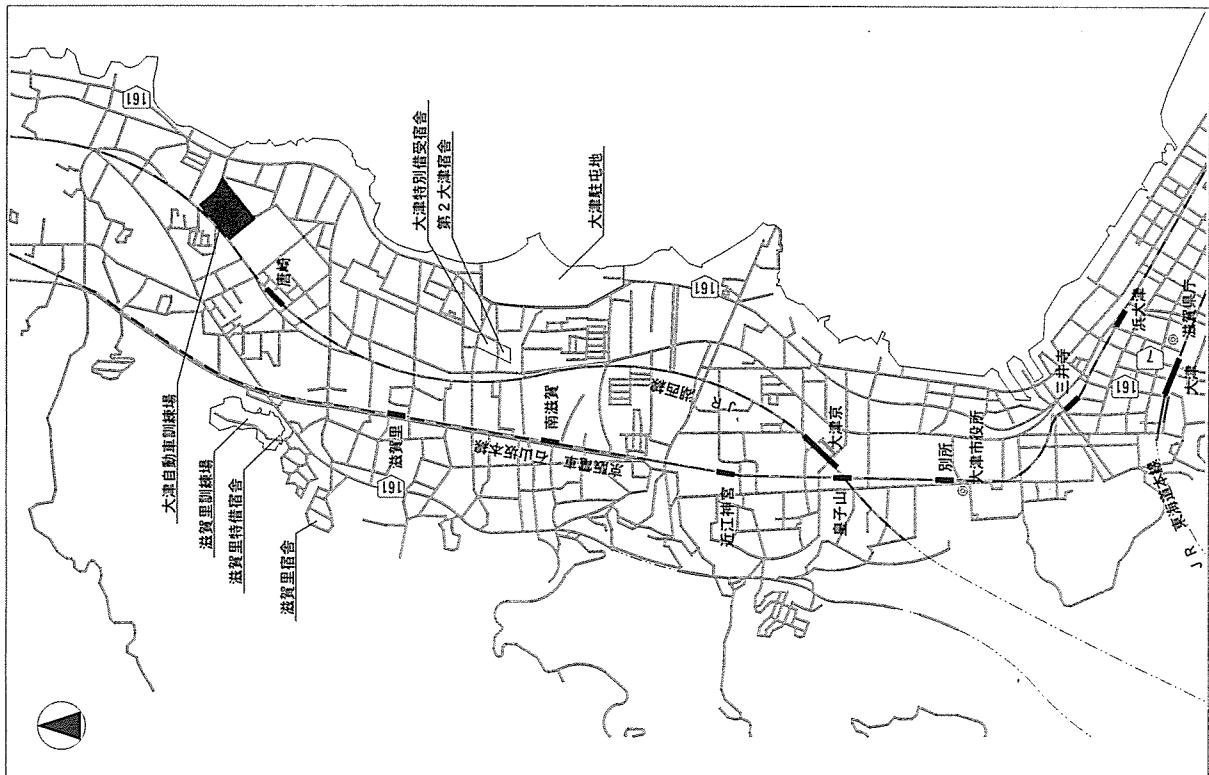
大津駐屯地業務隊 図示 2 / 4



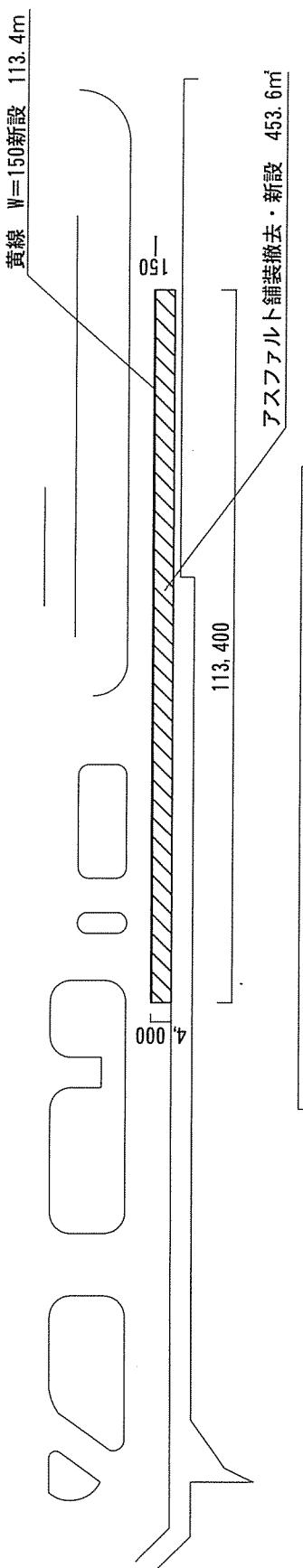
大津自動車訓練場配置図 S=1/2, 000



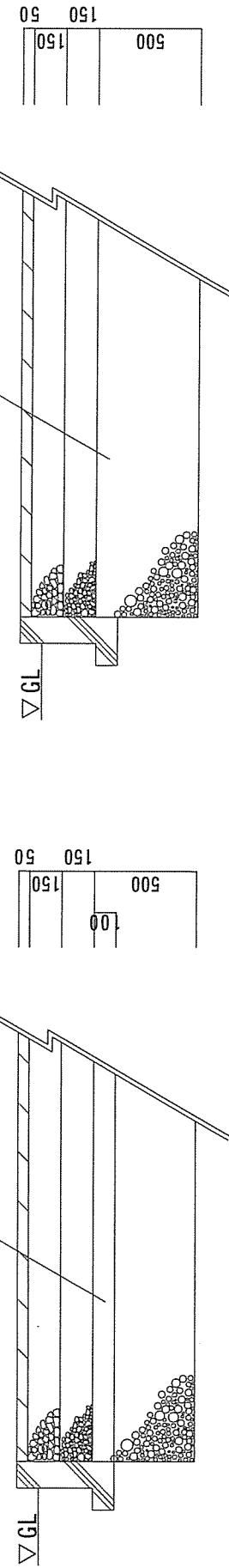
件名	大津自動車訓練場コ一又補修工事		縮尺	図番
種別	案内図、配置図		図示	3/4
令和5年度	大津駐屯地業務隊 管理科 営繩班			



案内図 S=1/35,000



表層：再生密粒度アスコン撤去 t=50
 上層路盤：粒度調整碎石(W-30) t=150
 下層路盤：クラッシャラン(C-40) t=150
 路床：掘削処分 t=100程度



アスファルト舗装撤去断面図 S=1/30

アスファルト舗装新設断面図 S=1/30

件名	大津自動車訓練場コース補修工事	縮尺	図番
種別	平面図、断面図	図示	4 / 4
年	令和5年度	大津駐屯地業務課	管理科 営管班